

記載要領等	現物出資に係る事業用資産についての納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税額・相続税額の明細書（免除届出用）
-------	---

《使用目的等》

この明細書は、承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けた特例事業受贈者・相続人等が、同法第70条の6の8第14項又は第70条の6の10第15項の規定により贈与税又は相続税の免除を受ける場合において、その死亡等の日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日からその死亡等の日までの間に特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税額・相続税額があるときに免除届出書に添付して提出してください。

なお、特例事業受贈者に係る贈与者が2以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとに作成してください。

《記載要領等》

「期限の到来した事由」及び「事由が生じた年月日」は、次のとおりです。

- 1 「期限の到来した事由」とは、それぞれ次の事由となります。
 - (1) 「承継会社株式等の一部譲渡等」とは、租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7第5項第2号又は同令第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7の2第5項第2号に該当した場合をいいます。
 - (2) 「合併により消滅」とは、租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7第5項第3号又は同令第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7の2第5項第3号に該当した場合をいいます。
 - (3) 「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」とは、租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7第5項第4号又は同令第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7の2第5項第4号に該当した場合をいいます。
 - (4) 「会社分割」とは、租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7第5項第5号又は同令第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7の2第5項第5号に該当した場合をいいます。
 - (5) 「組織変更」とは、租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7第5項第6号又は同令第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7の2第5項第6号に該当した場合をいいます。
- 2 「事由が生じた年月日」とは、それぞれ次の日となります。
 - (1) 「承継会社株式等の一部譲渡等」に該当する場合は、その譲渡等をした日をいいます。
 - (2) 「合併により消滅」に該当する場合は、その合併の効力が生じた日をいいます。
 - (3) 「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」に該当する場合は、その株式交換等の効力が生じた日をいいます。
 - (4) 「会社分割」に該当する場合は、その会社分割の効力が生じた日をいいます。
 - (5) 「組織変更」に該当する場合は、その組織変更の効力が生じた日をいいます。

(注) 1 「死亡等の日」とは、

- (1) 「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の8）の適用を受けている方（特例事業受贈者）は、①特例事業受贈者が死亡した日、②特例事業受贈者に係る贈与者が死亡した日又は③特例事業受贈者が同条第14項第3号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。
- (2) 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の10）の適用を受けている方（特例事業相続人等）は、①特例事業相続人等が死亡した日又は②特例事業相続人等が同条第15項第2号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。

＜現物出資に係る事業用資産についての納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税額・相続税額の明細書（免除届出用） 記載要領等＞

- 2 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 1 項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第 70 条の 6 の 10 第 1 項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して 3 年を経過するごとの日をいいます。